

川口市土砂の堆積等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川口市土砂の堆積等の規制に関する条例（平成29年条例第94号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(有害物質)

第2条 条例第8条第1項の規則で定める物質は、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第2条第1項の特定有害物質（次条並びに第19条第1項第1号コ及び第4号において「特定有害物質」という。）及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類（次条並びに第19条第1項第1号コ及び第4号において「ダイオキシン類」という。）とする。

(土壤基準)

第3条 条例第8条第1項の規則で定める基準は、特定有害物質にあつては土壤汚染対策法第6条第1項第1号に規定する基準の例により、ダイオキシン類にあつてはダイオキシン類対策特別措置法第7条の基準のうち土壤の汚染に関する基準の例によるものとする。

(市長の確認の申請)

第4条 条例第8条第1項ただし書の確認を受けようとする者は、様式第1号の申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し又は法人の登記事項証明書
- (2) 土砂の堆積に係る土地の登記事項証明書
- (3) 土砂の堆積に係る土地の区域を示す図面
- (4) 土砂の堆積に係る土地の位置を示す図面
- (5) 土砂の採取場所の責任者の発行した当該採取場所を証明する書類
- (6) 使用する土砂の有害物質による汚染の状況を証する書面（土砂の採取場所が複数である場合には、当該採取場所ごとの状況を証する書面）

(土砂の堆積の許可の申請)

第5条 条例第9条第1項の許可を受けようとする者は、様式第2号の申請書を市

長に提出しなければならない。

(届出とする許可等の処分)

第6条 条例第9条第1項第3号の許可等の処分その他の行為で規則で定めるものは、次に掲げる許可等の処分その他の行為とする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による許可
- (2) 国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項の規定による許可
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認（確認済証の交付を受けたものに伴う土砂等の堆積であって、当該敷地内で行われるものに限る。）
- (4) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の認可
- (5) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項又は第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可
- (6) 道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第91条第1項の許可及び同法第35条の同意
- (7) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項若しくは第5条第1項の許可又は同法第4条第1項第7号若しくは第5条第1項第6号の届出（農地の改良に係る一時転用の許可又は届出に限る。）
- (8) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第76条第1項の許可
- (9) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項（同法第33条第4項において準用する場合を含む。）の許可（同法第9条の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。）
- (10) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の許可及び同法第20条第2項の規定による協議
- (11) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第9条第1項の許可
- (12) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の許可（同法第11条の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。）
- (13) 河川法（昭和39年法律第167号）第20条の承認及び同法第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項又は第5

8条の4第1項の許可（同法第95条の規定によりこれらの承認又は許可があったものとみなされる場合を含む。）

(14) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の認可

(15) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可

(16) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第66条第1項の許可

(17) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の許可及び同条第4項の規定による協議

(18) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の許可（同条第8項の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。）

(19) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）第7条第1項、第26条第1項又は第67条第1項の許可

(20) 埼玉県土採取条例（昭和49年埼玉県条例第6号）第3条第1項の認可

(21) 埼玉県砂防指定地管理条例（平成15年埼玉県条例第45号）第3条第1項の許可

2 条例第9条第1項第3号の規定による届出は、様式第3号の届出書により行うものとする。

3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 土砂の堆積に係る土地の位置を示す図面

(2) 土砂の堆積に係る土地の区域を示す図面

(3) 土砂の堆積に係る土地の形状に係る平面図及び断面図

(4) 土砂の堆積に係る許可等の処分その他の行為に係る許可書その他の書類の写し

（公益事業）

第7条 条例第9条第1項第4号の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 砂防法（明治30年法律第29号）による砂防設備又は同法が準用される砂防のための施設に関する事業

(2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業

- (3) 道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般自動車道又は専用自動車道（同法による一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）による一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）に関する事業
- (4) 森林法による保安施設事業
- (5) 道路法による道路に関する事業
- (6) 都市公園法による都市公園に関する事業
- (7) 自然公園法（昭和32年法律第161号）による公園事業
- (8) 水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業又は水道用水供給事業
- (9) 地すべり等防止法による地すべり防止施設に関する事業
- (10) 下水道法（昭和33年法律第79号）による公共下水道、流域下水道又は都市下水路の用に供する施設に関する事業
- (11) 工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）による工業用水道事業
- (12) 河川法が適用され、若しくは準用される河川その他公共の利害に係りのある河川又はこれらの河川に治水若しくは利水の目的をもって設置する堤防、護岸、ダム、水路、貯水池その他の施設に関する事業
- (13) 都市計画法による都市計画事業
- (14) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊防止施設に関する事業
- (15) 石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）による石油パイプライン事業の用に供する施設に関する事業
- (16) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者が行う鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設に関する事業
- (17) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設に関する事業
- (18) 地方公共団体又は農業若しくは林業を営む者が組織する団体が行う農業構造又は林業構造の改善に関し必要な事業（農道、林道、用水路、排水路、かんがい用又は災害防止用のため池、農業集落排水施設その他の施設に関する事業

に限る。)

(19) 前各号に掲げる事業に準ずるものとして市長の確認を受けた事業

2 前項第19号の確認を受けようとする者は、様式第4号の申請書を市長に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、土砂の堆積に係る事業を行う土地の位置を示す図面その他参考となる書類を添付しなければならない。

(土砂の堆積の許可を要しないもの)

第8条 条例第9条第1項第7号の規則で定める土砂の堆積は、次に掲げる土砂の堆積とする。

(1) 運動場の砂利敷その他の通常の管理行為として、土地の効用を維持し、又は高める目的で行う土砂の堆積

(2) 土質改良プラントその他の施設の敷地内において当該施設で化学的に性質を改良した土砂のみを使用して行う土砂の堆積

(3) 採石法又は砂利採取法の認可に係る土地の区域において採取された土砂（岩石又は砂利の採取のために除去した土砂を除く。）のみを使用して行う土砂の堆積

(土砂の堆積に関する計画に定める事項)

第9条 条例第9条第2項第13号の規則で定める事項は、土砂の堆積を行う土地において必要な土砂の堆積に関する法令又は条例の規定による許可等の処分の状況とする。

(土砂の堆積の許可申請の添付書類)

第10条 条例第9条第3項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

ただし、土砂の堆積に係る土地の区域の面積が3,000平方メートル未満である場合には、第1号から第7号までに掲げる書類とする。

(1) 条例第9条第1項の規定による許可の申請をした者（第3号において「申請者」という。）及び土砂の堆積に係る建設工事の元請負人の住民票の写し又は法人の登記事項証明書

(2) 土砂の堆積に係る土地の登記事項証明書

(3) 申請者及び土砂の堆積に係る建設工事の元請負人が土砂の堆積に関する計画

を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面

(4) 土砂の堆積に関する計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意があったことを証する書面

(5) 土砂の堆積に係る土地の位置を示す図面

(6) 土砂の堆積に係る土地の区域を示す図面

(7) 土砂の最大堆積時及び堆積の完了時の土地の形状に係る平面図及び断面図

(8) 排水施設その他の土砂の流出及び崩壊を防止する施設の平面図及び断面図

(9) 擁壁の構造図、断面図、背面図及び構造計算書

(許可の基準)

第11条 条例第11条第1項の規則で定める基準は、別表第1のとおりとする。

2 条例第11条第2項の規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。

(変更の許可の申請)

第12条 条例第12条第1項の許可を受けようとする者は、様式第5号の申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、第10条に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添付しなければならない。

(軽微な変更)

第13条 条例第12条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 条例第9条第2項第5号、第8号又は第9号に掲げる事項に関する変更

(2) 条例第9条第2項第6号又は第7号に掲げる事項に関する変更のうち、変更後の土砂の高さが減少することとなるもの又は変更後の土砂の堆積により生ずる法面の勾配が緩和されることとなるもの

(変更の届出)

第14条 条例第13条の規定による届出は、様式第6号の届出書により行うものとする。

2 前項の届出書には、第10条に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添付しなければならない。

(標識の様式)

第15条 条例第15条第1項の規則で定める標識の様式は、様式第7号のとおりとする。

(関係書類の閲覧)

第16条 条例第16条の規定による閲覧は、次により行うものとする。

- (1) 閲覧させる場所及び時間をあらかじめ定めること。
- (2) 閲覧の求めがあった場合は、正当な理由なしに閲覧を拒まないこと。

(着手の届出)

第17条 条例第17条の規定による届出は、様式第8号の届出書により行うものとする。

(定期報告)

第18条 条例第18条第1項の規定による届出（以下この条において「定期報告」という。）は、様式第9号の届出書により行うものとする。

2 条例第18条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 条例第18条第1項の規定により区分した期間の末日の1週間前の日以降に撮影した土砂の堆積に係る土地の写真
- (2) 前号の写真を撮影した時における土砂の堆積に係る土地の形状に係る平面図及び断面図

3 条例第18条第2項ただし書の規則で定める場合は、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成14年埼玉県条例第64号）第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出が行われ、かつ、当該届出に係る土砂の排出に関する計画において排出先とした土地が定期報告に係る土砂の堆積に係る土地である場合とし、その場合において条例第18条第2項の土砂の採取場所の責任者の発行した当該採取場所を証明する書類は添付しないことができる。

(堆積に係る土地の汚染調査)

第19条 条例第19条第1項の規定による土砂の汚染の状況についての調査は、次により行うものとする。

- (1) 調査の対象となる物質は、次に掲げる物質とすること。

- ア カドミウム及びその化合物
- イ 六価クロム化合物

ウ シアン化合物

エ 水銀及びその化合物

オ セレン及びその化合物

カ 鉛及びその化合物

キ ^ひ砒素及びその化合物

ク ふっ素及びその化合物

ケ ほう素及びその化合物

コ 特定有害物質（アからケまでに掲げる物質を除く。）及びダイオキシン類のうち市長が特に調査が必要と認める物質

(2) 前号アからケまでに掲げる物質にあつては土壤含有量調査（市長が条例第9条第1項の許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）に通知した場合は、土壤溶出量調査）を行い、前号コに掲げる物質にあつては市長が許可事業者に通知した調査を行うこと。

(3) 調査試料の採取地点は、土砂の堆積に係る土地の区域の面積が3,000平方メートル以上である場合にあつては900平方メートルごとに1地点以上で均等に、3,000平方メートル未満である場合にあつては2地点以上で均等に選定すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定有害物質にあつては土壤汚染対策法第2条第2項に規定する土壤汚染状況調査の例により、ダイオキシン類にあつてはダイオキシン類対策特別措置法第7条の基準（土壤の汚染に係る基準に限る。）による測定方法の例によること。

2 条例第19条第1項の規定による届出は、様式第10号の届出書により行うものとする。

3 前項の届出書には、当該届出書に係る調査が第1項各号に掲げるところにより行われたことを証する書面を添付しなければならない。

（完了等の届出）

第20条 条例第20条の規定による届出は、様式第11号の届出書により行うものとする。

（土砂の搬入禁止区域の指定）

第21条 条例第21条第2項（条例第23条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、川口市公示式規則（昭和52年規則第5号）で定める掲示場への掲示その他の方法により行うものとする。

（身分証明書の様式）

第22条 条例第25条第2項の身分を示す証明書の様式は、様式第12号のとおりにする。

（公表）

第23条 条例第26条第2項の規定による公表は、川口市公示式規則で定める掲示場への掲示その他の方法により行うものとする。

（書類の提出部数）

第24条 この規則の規定により提出する書類の部数は、正本1部及び副本1部とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第11条関係）

| 事 項 | 基 準 |
|--------------------|--|
| 条例第11条第1項第1号に掲げる事項 | <p>(1) 土砂の高さ（土砂の堆積により生ずる地表面の最高部と最低部の高低差（土砂の堆積前において土砂の堆積に係る土地と隣接する土地との高低差がある場合にあってはその隣接部分の最低部と土砂の堆積により生じた地表面の最高部との高低差、擁壁を設けた場合にあっては擁壁の最高部と土砂の堆積により生じた地表面の最高部との高低差）をいう。以下同じ。）は、2メートル（土砂の堆積の目的から必要があると市長が認めた場合で土質試験等により地盤及び土砂の堆積に使用する土砂の安定計算をした結果土砂の堆積により生じた地表面の安定が確かめられたときは、当該地表面の安定が確かめられた土砂の高さに係る数値）以内であること。</p> <p>(2) 土砂の堆積により生ずる法面（擁壁に覆われた法面を除く。以下同じ。）の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が2メートルの勾配（土砂の堆積の目的から必要があると市長が認めた場合で土質試験等により地盤及び土砂の堆積に使用する土砂の安定計算をした結果土砂の堆積により生じた地表面の安定が確かめられたときは、当該地表面の安定が確かめられた土砂の堆積により生じた法面の勾配）以下であること。</p> |

| | |
|---------------------------|--|
| <p>条例第11条第1項第2号に掲げる事項</p> | <p>(1) 土砂の堆積に係る土地の区域内の雨水その他の地表水を排除するために必要な排水施設が設置されていること。</p> <p>(2) 排水施設の構造は、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までの基準に適合するものであること。ただし、土砂の堆積の目的が一時的な土砂の保管、農地の改良その他これらに類するものである場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 擁壁は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条の規定により設置する擁壁の例によるものであること。</p> <p>(4) 下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じる必要がある場合は、一時的に雨水等を貯留する調整池その他の施設が設置されていること。</p> |
| <p>条例第11条第1項第3号に掲げる事項</p> | <p>(1) 土砂の堆積に係る土地の地盤が軟弱である場合は、当該土砂の堆積に係る土地以外の土地の地盤の沈下又は隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講ぜられていること。</p> <p>(2) 垂直1メートルに対する水平距離が4メートル以下の勾配である土地に土砂の堆積を行う場合は、土砂の堆積を行う前の土地の地盤と土砂の堆積に使用した土砂との接する面にすべりが生じないように、段切りその他の措置が講ぜられていること。</p> <p>(3) 土砂の堆積が完了した後に土砂が崩壊しないうように、締固めその他の土砂の堆積に係る土地の地形、地質又は周囲の状況に応じ必要な措置が講ぜられていること。</p> <p>(4) 土砂の堆積に係る土地の周囲に道路、水路又は建築物の用に供する土地がある場合は、これらの土地の境界と土砂の堆積に係る土地との間隔が最大堆積時の土砂の堆積の高さに相当する長さを確保する等の措置が講ぜられていること。</p> <p>(5) 土砂の堆積による周辺的生活環境への影響を踏まえ、土砂の堆積を行う時間、期間等が定められていること。</p> <p>(6) 土砂の堆積に係る土地の区域を表示するためのくい等が設置されていること。</p> |

別表第2（第11条関係）

| 事 項 | 基 準 |
|---------------------------|---|
| <p>条例第11条第2項第1号に掲げる事項</p> | <p>(1) 土砂の高さは、2メートル（土砂の堆積の目的から必要があると市長が認めた場合で土質試験等により地盤及び土砂の堆積に使用する土砂の安定計算をした結果土砂の堆積により生じた地表面の安定が確かめられたときは、当該地表面の安定が確かめられた土砂の高さ</p> |

| | |
|---------------------------|---|
| | <p>に係る数值) 以内であること。</p> <p>(2) 土砂の堆積により生ずる法面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が2メートルの勾配(土砂の堆積の目的から必要があるとして市長が認めた場合で土質試験等により地盤及び土砂の堆積に使用する土砂の安定計算をなし、土砂の堆積により生じた地表面の安定が確かめられたときは、当該地表面の安定が確かめられた土砂の堆積により生じた法面の勾配) 以下であること。</p> |
| <p>条例第11条第2項第2号に掲げる事項</p> | <p>(1) 土砂の堆積に係る土地の地盤が軟弱である場合は、当該土砂の堆積に係る土地以外の土地の地盤の沈下又は隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講ぜられていること。</p> <p>(2) 垂直1メートルに対する水平距離が4メートル以下の勾配である土地に土砂の堆積を行う場合は、土砂の堆積を行う前の土地の地盤と土砂の堆積に使用した土砂との接する面にすべりが生じないように、段切りその他の措置が講ぜられていること。</p> <p>(3) 土砂の堆積が完了した後に土砂が崩壊しないうように、締固めその他の土砂の堆積に係る土地の地形、地質又は周囲の状況に応じた必要な措置が講ぜられていること。</p> <p>(4) 土砂の堆積に係る土地の周囲に道路、水路又は建築物の用に供する土地がある場合は、これらの土地の境界と土砂の堆積に係る土地との間隔が最大堆積時の土砂の堆積の高さに相当する長さを確保する等の措置が講ぜられていること。</p> <p>(5) 土砂の堆積に係る土地の区域内の地表水を排除するために、必要に応じて排水のための措置が講ぜられていること。</p> <p>(6) 土砂の堆積による周辺的生活環境への影響を踏まえ、土砂の堆積を行う時間、期間等が定められていること。</p> <p>(7) 土砂の堆積に係る土地の区域を表示するためのくい等が設置されていること。</p> |

様式第 1 号

土壌基準に適合しない土砂の堆積確認申請書

年 月 日

(あて先) 川口市長

申請者 住 所

氏 名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

川口市土砂の堆積等の規制に関する条例第 8 条第 1 項ただし書の規定により、土壌基準に適合しない土砂の堆積について確認を受けたいので、次のとおり申請します。

| | | |
|---------------------------|-----------------|----------------|
| 土砂の堆積に係る土地の区域 | 所 在 | |
| | 面 積 | m ² |
| 使用する土砂 | 採取場所の所在 | |
| | 有害物質による汚染の理由と状況 | |
| 最大堆積時において土砂の堆積に使用する土砂の数量 | | m ³ |
| 有害物質による人の健康に係る被害の防止のための計画 | | |
| 土砂の堆積を継続させる期間、撤去する時期等の計画 | | |
| 他法令による手続を行っている場合はその内容 | | |
| 緊急時の先 連絡の先 | 担 当 者 | |
| | 電 話 番 号 | |
| 特 記 事 項 | | |

備考 使用する土砂の採取場所が複数である場合は、別紙を添付するなどの方法により採取場所ごとの状況を示すこと。

様式第2号

土砂の堆積の許可申請書

年 月 日

(あて先) 川口市長

申請者 住 所

氏 名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

川口市土砂の堆積等の規制に関する条例第9条第1項の規定により、土砂の堆積について許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 土砂の堆積を行う場所

2 土砂の堆積に関する計画

| | | | |
|--|---------------------------------------|--------------------------------|----------------|
| 土砂の堆積 を行う者 | 住 所 | | |
| | 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名 | | |
| 土砂の堆積 に係る事項 | 土地の区域 | 所 在 | |
| | | 用 途 地 域 | |
| | | 面 積 | m ² |
| | 目 的 | | |
| | 元 請 負 人 | 住 所 | |
| | | 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名 | |
| | 最大堆積時 | 土 砂 の 数 量 | m ³ |
| | | 土 地 の 形 状 | |
| | 完了時における土地の形状 | | |
| | 土砂の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定数量及び搬入計画に関する事項 | | |
| | 周辺の生活環境の保全のための方策 | | |
| | 排水施設その他の土砂の流出及び崩壊を防止する施設の計画 | | |
| | その他災害、事故等の防止のためにとる措置 | | |
| 堆 積 を 行 う 期 間 | | 年 月 日から 年 月 日まで | |
| 土砂の堆積を行う土地において、必要な土砂の堆積に関する法令又は条例の規定による許可等の処分の状況 | | | |

備考 「排水施設その他の土砂の流出及び崩壊を防止する施設の計画」及び「その他災害、事故等の防止のためにとる措置」の欄については、土砂の堆積に係る土地の区域の面積が3,000m²以上の場合にあっては、必ず記入すること。

様式第 3 号

許可等の処分等に基づく土砂の堆積の届出書

年 月 日

(あて先) 川口市長

届出者 住 所

氏 名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

川口市土砂の堆積等の規制に関する条例第 9 条第 1 項第 3 号の規定により、許可等の処分等に係る行為として土砂の堆積を行うので、次のとおり届け出ます。

| | | |
|-----------------|--------------|----------------|
| 土砂の堆積に係る土地の区域 | 所 在 | |
| | 面 積 | m ² |
| 土砂の堆積に係る許可等の処分等 | 根拠法令等の名称及び条項 | |
| | 内 容 | |
| 土砂の堆積を行う期間 | | |
| 緊急時の連絡先 | 担 当 者 | |
| | 電話番号 | |

備考 土砂の堆積に係る土地の位置を示す図面、土砂の堆積に係る土地の区域を示す図面、土砂の堆積に係る土地の断面図及び平面図等を示す図面、許可書等の写しを添付すること。

様式第 4 号

公益事業確認申請書

年 月 日

(あて先) 川口市長

申請者 住 所

氏 名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

川口市土砂の堆積等の規制に関する条例施行規則第 7 条第 1 項第 1 9 号の規定による公益事業について確認を受けたいので、次のとおり申請します。

| | | |
|--------------------------|-------|----------------|
| 土砂の堆積に係る土地の区域 | 所 在 | |
| | 面 積 | m ² |
| 土砂の堆積に係る事業に関する法令等の名称及び条項 | | |
| 事業の目的及び概要 | | |
| 土砂の堆積を行う期間 | | |
| 緊急時の連絡先 | 担 当 者 | |
| | 電話番号 | |

備考 土砂の堆積に係る事業を行う土地の位置を示す図面その他参考となる書類を添付すること。

様式第5号

土砂の堆積の変更許可申請書

年 月 日

(あて先) 川口市長

申請者 住 所

氏 名

㊞

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

川口市土砂の堆積等の規制に関する条例第12条第1項の規定により、変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

| | | | | |
|----------|------------|-----|----------------|-----|
| 土砂の堆積の許可 | 指 令 番 号 | | 第 | 号 |
| | 指 令 年 月 日 | | 年 | 月 日 |
| | 土地の 区 域 | 所 在 | | |
| | | 面 積 | m ² | |
| 変更事項 | | | | |
| 変更内容 | 変更前 | | | |
| | 変更後 | | | |

備考 変更に係る図面その他書類を添付すること。

様式第 6 号

土砂の堆積の変更届出書

年 月 日

(あて先) 川口市長

届出者 住 所

氏 名

㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

川口市土砂の堆積等の規制に関する条例第 13 条の規定により、土砂の堆積について変更する（した）ので、次のとおり届け出ます。

| | | | | |
|----------|------------|-----|---|----------------|
| 土砂の堆積の許可 | 指 令 番 号 | | 第 | 号 |
| | 指 令 年 月 日 | | 年 | 月 日 |
| | 土地の 区 域 | 所 在 | | |
| | | 面 積 | | m ² |
| 変更事項 | | | | |
| 変更内容 | 変更前 | | | |
| | 変更後 | | | |

備考 変更に係る図面その他書類を添付すること。

様式第7号

| 川口市土砂の堆積等の規制に関する条例に基づく土砂の堆積の許可標識 | | | | |
|----------------------------------|----------------|----------------|-------|----------------|
| 許可を受けた者 | 住所 | | | |
| | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | | |
| 許可の概要 | 指令番号 | | 第 号 | |
| | 指令年月日 | | 年 月 日 | |
| | 土地の区域 | 所在 | | |
| | | 面積 | | m ² |
| | 元請負人 | 住所 | | |
| | | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | |
| | | 連絡先 | | |
| 土砂の堆積を行う期間 | | | | |
| 緊急時の連絡先 | 担当者 | | | |
| | 電話番号 | | | |
| 許可をした機関 | 名称 | | | |
| | 連絡先 | | | |

〔寸法 縦60センチメートル以上
横60センチメートル以上〕

様式第 8 号

土砂の堆積の着手届出書

年 月 日

(あて先) 川口市長

届出者 住 所

氏 名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

川口市土砂の堆積等の規制に関する条例第 17 条の規定により、土砂の堆積に着手したので、次のとおり届け出ます。

| | | | | |
|----------------|-----------|-----|----------------|-----|
| 土砂の堆積 の 許 可 | 指 令 番 号 | | 第 | 号 |
| | 指 令 年 月 日 | | 年 | 月 日 |
| | 土地の区域 | 所 在 | | |
| | | 面 積 | m ² | |
| 土砂の堆積に着手した年月日 | | | 年 | 月 日 |

様式第9号

土砂の堆積に係る定期の届出書

年 月 日

(あて先) 川口市長

届出者 住 所

氏 名

㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

川口市土砂の堆積等の規制に関する条例第18条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

| 対 象 と な る 期 間 | | |
|--------------------|-----------|---------------------------|
| 土 砂 の 堆 積 の 許 可 | 指 令 番 号 | 第 号 |
| | 指 令 年 月 日 | 年 月 日 |
| | 土地の区域 | 所 在 面 積 m ² |
| 搬入した土砂① | 採 取 場 所 | |
| | 数 量 | m ³ |
| 搬入した土砂② | 採 取 場 所 | |
| | 数 量 | m ³ |
| 搬入した土砂③ | 採 取 場 所 | |
| | 数 量 | m ³ |

備考1 搬入した土砂の採取場所が4以上ある場合は、「搬入した土砂」の欄を適宜増やすこと。

2 土砂の採取場所の責任者が発行した採取場所を証明する書類等を添付すること。

様式第10号

土砂の堆積に係る土地の汚染調査結果届出書

年 月 日

(あて先) 川口市長

届出者 住 所

氏 名

㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

川口市土砂の堆積等の規制に関する条例第19条第1項の規定により、届け出ます。

土砂の堆積に係る土地の汚染調査結果（採取地点）

| | | |
|--------------------|-----------|---------------------------|
| 調 査 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 土 砂 の 堆 積 可 の 許 | 指 令 番 号 | 第 号 |
| | 指 令 年 月 日 | 年 月 日 |
| | 土地の区域 | 所 在 面 積 m ² |

| 調査結果 | | |
|--------------|-------|--|
| カドミウム及びその化合物 | 方 法 | |
| | 測 定 値 | |
| 六価クロム化合物 | 方 法 | |
| | 測 定 値 | |
| シアン化合物 | 方 法 | |
| | 測 定 値 | |
| 水銀及びその化合物 | 方 法 | |
| | 測 定 値 | |
| セレン及びその化合物 | 方 法 | |
| | 測 定 値 | |
| 鉛及びその化合物 | 方 法 | |
| | 測 定 値 | |
| 砒素及びその化合物 | 方 法 | |
| | 測 定 値 | |
| ふっ素及びその化合物 | 方 法 | |
| | 測 定 値 | |
| ほう素及びその化合物 | 方 法 | |
| | 測 定 値 | |
| | | |
| | | |

備考 調査対象物質の欄が不足する場合は、欄を適宜増やすこと。また、調査資料の採取地点等を明らかにする図面を添付し、採取地点が増えるごとに適宜追加すること。

様式第 1 1 号

土砂の堆積の完了（廃止）届出書

年 月 日

（あて先）川口市長

届出者 住 所

氏 名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

川口市土砂の堆積等の規制に関する条例第 2 0 条の規定により、土砂の堆積を完了（廃止）したので、次のとおり届け出ます。

| | | | | |
|----------------|-----------|-----|----------------|-----|
| 土砂の堆積 の 許 可 | 指 令 番 号 | | 第 | 号 |
| | 指 令 年 月 日 | | 年 | 月 日 |
| | 土地の区域 | 所 在 | | |
| | | 面 積 | m ² | |
| 完了（廃止）をした年月日 | | | 年 | 月 日 |

- 備考 1 完了（廃止）時の形状を写真撮影し、添付すること。
2 完了（廃止）時の形状に係る平面図及び断面図を添付すること。

様式第 1 2 号

(表)

| | | |
|--|------|-----|
| 身 分 証 明 書 | | 第 号 |
| (写 真) | 所 属 | |
| | 氏 名 | |
| | 生年月日 | |
| <p>上記の者は、川口市土砂の堆積等の規制に関する条例第 2 5 条第 1 項の規定による立入検査の権限を有する者であることを証明する。</p> | | |
| 年 月 日 | 川口市長 | 印 |

(裏)

川口市土砂の堆積等の規制に関する条例 (抜粋)

(立入検査)

第 2 5 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、発注者、元請負人又は土砂の堆積に係る工事を行っている者の事務所、事業所又は土砂の堆積の場所に立ち入り、工事その他の行為の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、検査のために必要最小限度の分量に限り堆積の場所の土砂を収去させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 5 章 罰則

第 3 2 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 0 0 , 0 0 0 円以下の罰金に処する。

(4) 第 2 5 条第 1 項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

〔 寸法 縦 6 センチメートル
横 8 センチメートル 〕